

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%(国4%、地方1%)から8%(国6.3%、地方1.7%)へ引き上げられたことに伴い、消費税引き上げ分に係る地方消費税収は、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策)に要する経費に充てるものとする」とされ、その使途を明確化することとされております。

平成29年度当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の歳入予算額及び充当状況は以下のとおりです。

(歳入)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 287,000 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 6,834,082 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	総額	うち社会保障財源化分の市町村交付金充当部分	
社会福祉	1 社会福祉事業	1,244,603	787,325	0	15,110	442,168	
	2 高齢者福祉事業	241,906	7,132	0	23,326	211,448	
	3 児童福祉事業	2,247,850	1,448,261	0	149,967	649,622	
	4 母子福祉事業	74,703	41,734	0	101	32,868	
	5 生活保護扶助事業	589,295	451,594	0	8,950	128,751	
	小計	4,398,357	2,736,046	0	197,454	1,464,857	0
社会保険	6 介護保険事業	766,973	6,144	0	0	760,829	141,000
	7 国民健康保険事業	443,738	172,424	0	0	271,314	
	8 後期高齢者保健事業	866,263	146,055	0	0	720,208	133,000
	9 子ども医療事業	145,200	60,324	15,000	30	69,846	13,000
	小計	2,222,174	384,947	15,000	30	1,822,197	287,000
保健衛生	10 疾病予防対策事業	197,282	6,919	0	30	190,333	
	11 医療提供体制確保事業	16,269	0	0	22	16,247	
	小計	213,551	6,919	0	52	206,580	0
合計	6,834,082	3,127,912	15,000	197,536	3,493,634	287,000	